

財産の取得について

南大東空港、北大東空港及び多良間空港に配備する空港用化学消防車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 空港用化学消防車（5,000リットル級）
- 2 数 量 3台
- 3 契約金額 475,956,000円
- 4 契約の相手方 東京都中央区日本橋二丁目1番10号
帝國繊維株式会社 代表取締役 白岩強

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

南大東空港、北大東空港及び多良間空港に配備する空港用化学消防車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。